

Title	藤山一樹君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.6 (2018. 6) ,p.96- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180628-0096">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180628-0096</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本論文の価値を損なうものではない。本論文は、従来の先行研究が乏しい民事訴訟における主張規律という壮大なテーマにつき、過去に例がないレベルで包括的かつ具体的な検討を行ったものとして、また、この分野における先例が少ないアメリカ法による比較法研究を成し遂げたものとして、高い評価が与えられるべきである。よって、審査員一同は、本論文は博士（法学）の学位を授与するのに相応しいものと判断し、ここに報告する。

二〇一八年二月二十六日

主査	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 法学研究科委員・博士（法学）	三木 浩一
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	大濱しのぶ
副査	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 法学博士	三上 威彦

## 藤山一樹君学位請求論文審査報告

### 一 問題の所在と分析視角

藤山一樹君が提出した学位請求論文「イギリスの対独『宥和』、一九二四—一九三〇年 ドイツをめぐるヨーロッパ国際秩序の再編」は、イギリスが一九二〇年代後半に展開したヴェルサイユ条約をめぐる対ドイツ政策の形成および対外交渉過程を実証的に分析し、第一次世界大戦後におけるヨーロッパ国際秩序の安定化に、イギリスが果たした役割を検討しようとするものである。

分析対象となるのは第一次大戦後にパリ講和会議で調印されたヴェルサイユ条約、その中でも敗戦国ドイツの無害化を意図して設けられた、占領・軍縮・非武装化の三条項である。戦勝国はドイツの覇権への野望を封じることによって後のヨーロッパ国際秩序を安定化しようとした。ドイツの主権に制約を加える上記三条項はそうした戦勝国の意図を最も明瞭に反映している点で、ヴェルサイユ条約の中核の規定であったと言える。大戦終結後の数年間、連合国は同

条約に従ってドイツの軍備を大幅に削減し、ラインラント  
 一帯における占領および非武装化も維持された。

ところが一九二〇年代後半になると、連合国は占領・軍  
 縮・非武装化の緩和に乗り出すことになる。二六年一月、  
 ドイツの軍縮活動を監督してきた連合国組織の解散が決定  
 されたのを皮切りに、翌二七年八月にはラインラント占領  
 軍の一万八千人削減が発表され、ついに二九年八月には、三〇  
 年六月末までに連合軍がラインラントから完全撤退するこ  
 とが決定された。さらに占領に代わる非武装地帯の保全措  
 置として多国間枠組みの構築が検討されたものの、この実  
 施も見送られることになった。

こうしてドイツを無害化しておくための占領・軍縮・非  
 武装化の規定は修正されたが、それではなぜ一九二〇年代  
 後半のイギリスが上記三条項の修正を率先して行おうとし  
 たのか。その論理と政策決定過程の全体像はこれまで明ら  
 かにされてこなかった。これまでのところ、外交史家によ  
 る二〇年代後半のイギリス外交の評価は、おおむね以下の  
 二つに分けることができる。一つはジュネーヴを舞台とし  
 た国際協定の試み、もしくは賠償金をめぐる大国間の複雑  
 な交渉に注目し、当時のイギリスはヨーロッパにおける対  
 独安全保障の重要性を十分に顧みることなく、第二次大戦

につながる国際秩序の不安定化を招いた、という否定的評  
 価である。いま一つは二五年一〇月、英仏白独伊の五カ国  
 が西欧の領土的現状を保障したロカルノ条約に注目し、イ  
 ギリスは同条約の成立に注力することで、大戦終結後も長  
 らく反目していた仏独の和解を実現し、つかの間とはいえ  
 ヨーロッパの大国間関係に安定をもたらした、という肯定  
 的評価である。

このような対照的な評価を受けてきた一九二〇年代後半  
 のイギリス外交だが、対独安全保障の基礎であったヴェル  
 サイユ条約をめぐるイギリスの姿勢が、十分に検討され、  
 解明されてきたとは到底言えない。そこで本論文は、二〇  
 年代後半にイギリスで政権を担当した第二次ボールドウィ  
 ン内閣の発足する二四年一月を分析の起点とし、オラン  
 ダ・ハーグで占領および非武装化問題がドイツの要求に  
 沿って一通り処理された、二九年八月末までの時代を対象  
 として、ヴェルサイユ条約の占領・軍縮・非武装化規定を  
 めぐるイギリスの政策決定ならびに対外交渉過程を、包括  
 的にかつ実証的に分析しようとするものである。

本論文では、イギリス政府内で対ドイツ政策の決定に携  
 わった主要アクターの対外認識が一貫して注目され、とり  
 わけ同時代のヨーロッパ情勢やヴェルサイユ条約に関する

彼らの異なる見解が一つの政策に集約される過程に分析の重点が置かれている。より具体的に言えば、対外交渉において中心的役割を担う外相の分析のみならず、これまで先行研究では体系的に検討されることのなかった、内閣および政策を立案する官僚機構も分析の射程に含め、対独「宥和」という選択に至ったイギリス外交の動機を説明しようとしている。その上で、かかる戦後処理の再調整が、第一次大戦後のヨーロッパ国際秩序にどのような影響を与えたのかについて、一定の評価を下している。

## 二 論文の内容

本論文の構成は以下の通りである。

### 序章

- 一 本研究のあらまし
  - 二 ヴェルサイユ条約とは何か
  - 三 課題と視角
- 第一章 基本的背景
- 一 対外政策決定メカニズム
  - 二 対外政策決定者たち
  - 三 共有される過去と伝統——強制・誘導・勢力均衡

第二章 連合国ラインラント占領をめぐるイギリス外交、一九二四—一九二七年

はじめに

- 一 ロカルノ条約成立以前——一時的静観
- 二 ロカルノ条約の成立と占領政策——ケルン地域からの撤退へ
- 三 ロカルノ条約成立後——占領終結への一進一退

(一) ドイツの国際連盟加盟とトワリー会谈の蹉跌  
(二) 占領軍の一人削減

おわりに

第三章 ヴェルサイユ条約対独軍縮をめぐるイギリス外交、一九二四—一九二七年

はじめに

- 一 第二次ボールドウィン内閣の成立と対独軍縮問題
- 二 チェンバレンによる大陸政策の形成
- 三 ロカルノ条約の締結と対独軍縮政策の転換
- 四 連合国軍事監督委員会 (IMCC) の解散

おわりに

第四章 ラインラント非武装化をめぐるイギリス外交と占領終結への道、一九二八—一九三〇年

はじめに

一 占領問題の再浮上

二 ドイツ政府の攻勢とチェンバレンの疑念

三 ジュネーヴ共同声明という分水嶺

四 イギリス政府内の対ドイツ認識——同情と脱脅威化の交錯

五 チェンバレンと外務省の不協和音

六 二つの間奏曲——ヤング委員会と第二次マクドナルド政権の誕生

七 ハーグ会議、あるいは「大戦の総決算」

(一) イギリス政府の対処方針とその論理

(二) ラインラント調停委員会をめぐる攻防

(三) 賠償金の分配という難問

(四) 最終合意へ

おわりに

結論

参考文献

第一章「基本的背景」では、本論を理解するための予備的作業として、一九二〇年代後半のイギリスにおける対外政策決定メカニズムと主要政策決定者のそれまでの経歴を概観し、彼らが多かれ少なかれ共有していた外交上の基本

的価値について検討している。当時の外務省はボトムアップ型の意思決定方式を採用していたが、その中で政策の大枠を定めるのは外相もしくは所掌地域ごとに分かれた部署を統括する局長である場合が多く、外務事務次官はあくまで政策立案の総仕上げを担当するのが役割であった。

本論文に登場する外相（A. チェンバレン／ヘンダーソン）や外務事務次官（クロウ／ティレル／リンジー）、中欧局長（ランブソン／サージェント）ら、一九二〇年代後半のイギリス政府内で対ドイツ政策に携わった人々はみな、世紀転換期の一八九〇年前後から第一次大戦前夜にかけての時期に、政治家あるいは外務官僚としてのキャリアをスタートし、同時期の主要な国際的事件の内幕をつぶさに目撃していた点で、同一の政治的世代に属するエリートたちであった。彼らが目にしたのは、海軍力増強や植民地拡大によって世界大国の地歩を一足飛びに固めようとする皇帝ヴィルヘルム二世下のドイツであり、そうしたドイツの対外行動に対抗して、ヨーロッパの勢力均衡を維持しようとする当時のイギリス外相、グレイの外交であった。

イギリスにとつて勢力均衡とは、大陸において覇権国が不在であることを意味し、そのためには主要大国それぞれが強すぎても弱すぎてもいけなかった。大国の強大化が覇

「権への第一歩となりうるのには言うまでもないが、それらの大国がパワーや国際的地位を低下させても、「力の真空」が生じて他の大国が台頭する余地を生み出してしまいうからである。この点を懸念したグレイ外相は、勢力を拡大するドイツに対する「強制」——相手の望まぬ事態をもたらすことも辞さないとの意思表示と、「誘導」——相手の望む事態をもたらす（もしくは相手の望まぬ事態をもたらさない）との意思表示との、二つのアプローチを組み合わせて、台頭するドイツに対峙した。チェンバレンら一九二〇年代後半の対外政策決定者たちは、大戦前の自らの経験と観察から、ヨーロッパ安定の鍵が覇権への潜在力を有するドイツの処遇にあり、ドイツを外交によって強すぎも弱すぎもしないよう保つことが最重要課題であると察知していたと言える。

続いて、第二章から第四章までは、ヴェルサイユ条約をめぐる一九二〇年代後半のイギリス外交を実証的に検討した本論にあたる。これらの各章は、占領・軍縮・非武装化のテーマごとに分かれており、若干の時間的重複が見られるものの、全体としてはおおむね時系列に沿って配置されている。

第二章「連合国防ラインラント占領をめぐるイギリス外交、

一九二四—一九二七年」では、二〇年代前半を通じてラインラント占領体制を維持してきたイギリス政府が、なぜ一人規模の占領軍の削減（二七年八月決定）に指導的役割を果たすようになったのかを、対ドイツ政策全般を手掛けた外務省、ならびにラインラントに兵士を派遣し仏白両国と占領軍を共同運営した陸軍省の対外認識に着目しつつ明らかにしている。

ヴェルサイユ条約第四二八—三一条に規定された連合国防ラインラント占領は、敗戦国ドイツによる軍縮および賠償支払い義務の履行に対する担保として規定された、一五年の期限付き保障占領であった。だがこうした国際法上の地位に加えて、ラインラントは中欧でも有数の戦略的要衝であり、普仏戦争でも第一次大戦でもドイツが西方攻撃の拠点とした場所であったから、連合国防ラインラント占領にはドイツの軍事的台頭を防止するというヨーロッパ安全保障上の意義も備わっていた。それにもかかわらず、なぜイギリス政府は二〇年代後半に入ると、占領軍の大幅な縮小を企図したのだろうか。

当該期イギリスのラインラント占領をめぐる対独「宥和」は、事務レベルで共有される対外認識の変化と呼応して、徐々に政策として確立していった。第二次ポールド

ウイン内閣の発足当初、陸軍省は軍縮義務を怠るドイツの潜在的軍事を警戒していた。外務省はドイツが武装解除された状態をおおむね維持していると判断していたが、講和条約の取決めに背く姿勢を示していたドイツを、大國間協調に参画するパートナーとしては信用できずにいた。

一九二五年一〇月の、ドイツが西部国境ならびにライント非武装化に同意したロカルノ条約の成立は、イギリスの占領政策にとつて分水嶺となる。これを機にチェンバレン外相および外務省は、対ドイツ政策の主軸を「強制」（相手の望まぬ事態をもたらすとの意思表示）から「誘導」（相手の望む事態をもたらすとの意思表示）へと転換し、ドイツを国際秩序の中に包摂することでヨーロッパの永続的安定を図ろうとしたと、論じている。ドイツを大國間協調の一員として扱おうとする彼らの目には、敗戦国の占領がロカルノ条約以降のヨーロッパ情勢に合致しない、時代遅れの措置と映るようになっていた。

陸軍省は、ドイツの軍縮問題が一段落すると同国の潜在的軍事にさほど頓着しなくなり、むしろイギリスにとつて、いわば戦略的国境であるライントが関係国によって保障されることを重視するようになった。それゆえドイツが西欧の現状維持にコミットしたロカルノ条約の成

立後、陸軍省もまたドイツへの警戒を以前よりも緩めたのであった。

第三章「ヴェルサイユ条約対独軍縮をめぐるイギリス外交、一九二四―一九二七年」では、ドイツの軍縮義務違反をつとに認知していたイギリス政府が、なぜドイツの軍縮活動を検証するための連合組織の解散（二六年一二月決定）を主導したのかを、外務・陸軍両省の事務レベルのみならず、対外政策決定の最終権者たる内閣の対外認識に着目しつつ明らかにしている。

ヴェルサイユ条約第五編は、ドイツの軍事的台頭を防止するための措置として、同国に大規模な武装解除を義務づけた。大戦前夜に八〇万の兵力を擁した陸軍は、この条約に基づいて一〇万人規模に限定され、ドイツには重砲・戦車・戦闘機の保有は認められず、参謀本部と徴兵制もそれぞれ廃止へと追い込まれた。さらに、連合国はドイツの軍縮を継続的に確保すべく、連合国軍事監督委員会（IMC）をベルリンに設置し、連合国の各政府から派遣された武官がドイツ政府の履行を監督ならびに検証した。このようにIMCは連合国がドイツに軍縮を強制するための直接的手段であったにもかかわらず、イギリス政府は一九二〇年代後半に入るとIMCの解散に積極的な姿勢をとつ



た。

当該期イギリスの対独軍縮政策は、まずもってチェンバレン外相のヨーロッパ国際秩序構想を中心に展開された。チェンバレンは一九二五年一〇月に成立したロカルノ条約の交渉過程において、勝者敗者の別なく英仏独三カ国がヨーロッパ国際秩序の維持に責任を負う、現代版の「欧州協調(コンサート・オブ・ヨーロッパ)」を指すようになっていた。そしてヴェルサイユ条約に基づくドイツへの軍縮の強要を、大国の相互性や共同性に立脚した自身の国際秩序構想とは相容れぬものと考えた。それゆえチェンバレンは、連合国にとって強制軍縮の直接的手段であるIMCCの解散を主導したのだった。

こうしたチェンバレン外相の方針に対して、外務・陸軍の両省は賛同し、内閣の主要閣僚も異を唱えぬことで、彼を後援する形となった。政策決定の最終的な決定権限を握るボールドウィン内閣において、ドイツがヨーロッパにおける軍事的脅威であるとの認識は希薄であった。休戦協定の締結後から一九二〇年代前半にかけて行われた強制軍縮の結果、現在のドイツに侵略戦争を仕掛ける実力などないとの閣僚の多くは考えており、IMCCの解散を選ぶチェンバレンに閣議で真つ向から反対する者はいなかった。また

外務省および陸軍省の一部には、ヴェルサイユ条約の比較的軽微な履行の停滞をめぐるいざこざに対する疲労感も見られた。厳格な軍縮を命じて、ドイツが些細な違反をくり返す状況を前に、条約の厳格な履行が非現実的と考えた官僚たちが対独宥和へと傾斜するチェンバレンを後押ししていた。

第四章「ラインラント非武装化をめぐるイギリス外交と占領終結への道、一九二八—一九三〇年」では、ラインラント非武装化をドイツに遵守させる機能を担ってきた占領軍が完全撤退するにあたり、その代替として英仏独がそれまで原則合意していた調停委員会の発足を、なぜイギリス政府は二九年八月のハーグ会議で阻止することになったのかを、イギリス政府内の対外認識を総合的に分析することで明らかにしている。

ヴェルサイユ条約第四二—四三条により、ドイツは自国の領土であるライン川左岸全域ならびに右岸五〇キロ圏内において、一切の軍事活動を禁止された。連合国は西欧への玄関口にあたるラインラントが前方基地として利用されないよう、同地におけるドイツの影響力を可能な限り排除しようとしたのである。しかしラインラントはそもそもドイツが領有する領土であり、条約で禁止される活動も軍隊



の進入から防衛設備の建造、軍事教練の実施など多岐にわたっていたため、連合国には非武装地帯を保全するための強制手段が必要であった。そして一九二〇年代を通じてその機能を果たしていたのがラインラント占領軍であった。それゆえ二〇年代末、占領の早期終結に関する議論が英仏独政府の間で始まると、非武装地帯のその後の処遇も併せて検討されたのは自然な成行きだったと言える。

占領終結後におけるラインラントの現状維持装置として期待されたのは、調停委員会という新たな紛争解決枠組みであった。すなわち、ロカルノ条約締約国から選出された国際法の専門家から成る委員会が、西欧の領土的現状にまつわる紛争の発生に際し、事実問題を現地で調査するとともに和解の条件を紛争当事国に提出するという構想である。一九二八年九月、英仏白独代表がジュネーブで発表した共同声明には、ラインラント占領の終結に向けた正式交渉の開始とともに、非武装地帯を保全するための調停委員会の発足が盛り込まれていた。ところが翌二九年八月のハーグ会議では、連合国とドイツの代表が占領を翌三〇年六月末までに終結させると決定した一方、前年秋にジュネーブで確認された調停委員会の新規発足は合意されなかった。

ハーグ会議でのイギリス外交は、ラインラントをめぐる

大國間協議の帰趨を決した。そもそも非武装地帯を対象とする多國間枠組みの構築は、ドイツに対する安全を強化したいフランスと、領域支配が制限されるのを回避したいドイツが衝突する問題だったから、その解決には両國の利害を調整してきたイギリスの仲介が不可欠であった。一九二九年六月の政權交代によりチェンバレンの後任として外相に就任したヘンダーソンは、ハーグ会議においてイギリス軍単独撤退の可能性をフランス側に示唆して英仏關係の結束を弱め、さらに現地調査權の削除をイギリスの参加条件とすることで調停委員会構想を骨抜きにしたのだった。

ヘンダーソンの政策は、かなりの程度イギリス外務省の見解を反映していた。ハーグ会議が開催される二カ月前に外相に就任したばかりのヘンダーソンは占領の早期終結にこそ固い決意を持っていたが、占領終結後の非武装地帯に関して定見と言えるものではなく、後者をめぐるヘンダーソンの外交は外務省の対処方針におおむね沿った形となった。そしてドイツ問題全般を担当するサージェント中欧局長と外務省を統括するリンジー外務次官は、いずれも調停委員会構想について否定的な立場を貫いていた。

サージェントとリンジーにとつて、一九二〇年代末のドイツは国際的にも国内的にも脆弱な存在であり、占領終結

後にドイツの領土をなおも国際管理下に置くことは弱い者いじめにも似た所業であった。大戦後のドイツは国際場裏で戦勝国に対する従属を強いられ、国内は不安定な議会政治によって混乱し続けており、そうした苦境の中でもドイツ政府は戦勝国との合意による漸進的な条約修正に努めていた。それゆえサージェントとリンジーは、ドイツ政府が示す多少の挑発や頑迷さには寛大な態度を採るべきで、占領終結によって満たされるドイツ国民の自尊心を調停委員会の発足で再び傷つけるのは賢明ではないと考えたのである。イギリス外務省の目に映った二〇年代末のドイツとは、後にヨーロッパの現状を次々と打破していくナチス政権とは似ても似つかぬ、大国としての自信を喪失した敗者のドイツだったのである。

結論では、以上のような分析を踏まえつつ、一九二〇年代後半のイギリス外交がヨーロッパ国際秩序の安定化に果たした役割について評価している。分析結果を端的に述べれば、二〇年代後半のイギリスは、ドイツをもはや軍事的に弱体化させる必要性を見出さなかったがゆえに、占領・軍縮・非武装化の条約履行を緩和しようとしたということである。第一に、当該期イギリスの対独「宥和」の原動力は、オースティン・チェンバレン外相の国際秩序構想で

あった。彼は英仏独による大国間協調の枠組みをヨーロッパに回復しようとしていたが、英仏がドイツの主権を制限してはドイツの戦勝国に対する憎悪は一向に収まらず、大国間協調の夢も遠のくばかりだったのである。第二に、イギリスが対独「宥和」を展開する上で潤滑油の役割を果たしたのが、対独脅威認識の希薄な政府内の諸アクターであった。外務省と主要閣僚は、連合国が大戦終結直後に行った武装解除のおかげでドイツの攻撃能力が十分低下したとの判断から、ドイツを差し迫った軍事的脅威とは認識していなかった。第二次ポールドウイン内閣の発足当初はドイツの軍事的台頭を警戒していた陸軍省も、ドイツがロカルノで西欧の領土的現状を保障したのを機に、ドイツへの警戒を緩めていった。

一九二〇年代後半のイギリス政府が展開した対独「宥和」は、同時期のドイツの国力ならびにヨーロッパ情勢的確な観察に支えられた戦後処理の再調整であったとすることができると言える。当時のイギリス政府が対峙したドイツは、条約や指導者同士の合意に目もくれず、ヨーロッパの安定を覆して軍事的覇権へと邁進する国家などではなかった。ロカルノ条約成立後のドイツ政府は、国際秩序に責任を持つ大国である点を自覚し、国内の左右急進勢力から批判を

浴びつつも、西欧における現状維持ならびに東欧における平和的変更の原則を率先して守ろうとしていたのである。二〇年代後半のイギリスが、ドイツを脅威でなく、パートナーとして捉えたのは（少なくとも短期的には）、正しい観察であった。

それから本論文は、一九二〇年代後半のイギリスがヨーロッパ国際秩序をそれ以前と比べて安定させた点において第一次大戦後の平和を強化した、と評価する。ヴェルサイユ条約をドイツに強制し続けていては、大國間関係はいつまでも安定しないが、条約そのものを否定すればドイツの復讐戦に対する歯止めまで消失してしまう——。大戦後のヨーロッパから安定の機会を奪っていたのは、フランスの対独安全保障と、ドイツの条約修正要求の二つの条件についてのジレンマに他ならず、このジレンマを仏独両国が一定程度満足できる形で解消しない限り、ヨーロッパに永続的な国際秩序は生まれ得ないのであった。

一九二〇年代後半のイギリスは「強制」よりも「誘導」の論理を重視し、対ドイツ政策における後者の比重をそれまで以上に増やすことで、対独安全保障と条約修正の両立、ひいてはヨーロッパ国際秩序の安定を図った。相手国を抑止するだけでなく、相手に譲歩することで、より強靱な

秩序を実現しようというわけである。わずか半世紀の間に二度ヨーロッパの平和を破ったドイツも、当面は侵略戦争に踏み切るだけのパワーを失っていた。そこでイギリスはドイツを現状維持のための枠組みに招き入れることで彼らの侵略行動を抑制し、その上でドイツに対する諸々の制限を緩和して、フランスの対独安全保障とドイツの条約修正要求を二つながら満たそうとしたのだった。

ロカルノ条約成立後に本格的に始動したイギリスの対独「宥和」は、弱体化したドイツを弱めすぎないという勢力均衡的な発想を超えた、英仏独の間に大國協調の基盤を用意した点においてヨーロッパ国際秩序の安定化に貢献したと評価できるであろう。

### 三 論文の評価

近年、日本で刊行される外交史研究の水準は、一次史料へのアクセスが著しく容易になったこともあって、飛躍的に高まっている。とりわけイギリス外交史については、英語圏での最新の研究成果と比較しても劣ることのない、高い研究水準を誇るものが少なからず発表されている。藤山君の提出したこの学位請求論文も、そういった新しい外交史研究の潮流の代表的な研究成果と評価できる。

藤山君は、すでにアメリカのボストン大学大学院修士課程ではこの分野の第一人者であるエリック・ゴールドステイン教授の指導を受けることで、このテーマに関する英語圏の最新の研究動向に精通している。本論文は一九七〇年代以来イギリスを中心に進捗してきたヴェルサイユ体制の再評価の新しい潮流を受けて、それまで常識と化していた、敗戦国に対して過酷な講和であったとする主張を相対化し、それが十分に永続的平和の基礎となり得る内容のものであったという前提に立っている。

その上で本論文の特色は、すでにこれまで膨大な優れた研究が蓄積されているヴェルサイユ条約の成立過程ではなく、その後の履行過程をイギリス外交の視点から再検討した点にある。本論文は、一九二〇年代後半においてイギリス政府内で対ドイツ政策に携わった人々の対外認識を大量の一次史料から析出することで、イギリスがヨーロッパの相対的安定期に対独「宥和」、すなわちドイツの要求に沿ったヴェルサイユ条約の修正を選択した論理を説明している。そして事後的に判断すると無分別と思われるがちなイギリスの行動の背後には、明瞭な国際秩序観ならびに二〇年代後半特有の時代認識が存在したことを明らかにしている。こういった見解をイギリス外交の形成過程にまで詳細

に分析した研究は、本国イギリスにおいても数少ない。豊富な一次史料を縦横に駆使して、綿密且つ慎重に論証した藤山君の分析姿勢は、歴史研究の王道と言える、正統かつ信頼性の高いものである。

国際政治学の視点から位置づけるならば、本論文で藤山君の提起している事例は、戦後の戦勝国による敗戦国との和解のための努力とみることができる。一般に外交政策は、相手国への譲歩を内包する「安心供与」と、相手国への威嚇を内包する「抑止」の組み合わせによるものだが、この論文は、ドイツに対して「安心供与」型政策を推進しようとしたイギリス外交の動機について、イギリス政府の外交政策形成上の主要プレーヤーが、当時のドイツをどう認識したかを詳細に再構成し、それによって説得力のある分析を提供している。

その上でこういったイギリス外交のあり方が、単なる力の均衡に頼った相互抑止の試みにとどまるものではなく、戦後秩序に対する主要国の不満を解消し、本質的な和解を実現することで、強靱な秩序を構築しようとしたものであると評価している。そして、このようなイギリスの姿勢に、ウイーン体制の形成で大きな役割を果たしたカースルリッ外相以来の、イギリス外交の伝統との連続性を見いだして

いる。これによつてこの論文は、特定の時代の外交史の実証的分析にとどまることなく、戦争後の国際秩序の回復について包括的な示唆を提供しており、国際政治学に対しても価値ある貢献をなしている。

もつともこの論文は、フランス・ベルギー軍のラインラントからの撤退を旧敵国との和解のための努力と位置づけ高く評価しているが、これが完了してからわずか数年でドイツではナチス政権が誕生し、さらにその数年後にはドイツ軍によるラインラントへの一方的な進駐も実施されることも事実である。事後的に考察するならば、ドイツは脅威とならないというイギリス政府の前提は、適切ではなかったことにはならないだろうか。確かに本論文は、一九二〇年代のイギリス外交の背後に存在する論理を緻密に分析し、それが多くの先行研究で一般的に論じられていたようなナイーブなものでなかったことについては、説得力のある議論を展開している。しかし、和解外交のより全体的な評価を行うためには、本論文が射程にしている時期の検討だけでは十分とは言えない。今後藤山君が、この問題に関する検討の射程をさらに拡大し、二〇年代の「宥和政策」の帰結を総括するような論考を、新たな研究として刊行することを期待したい。

加えて、第一次大戦後の国際秩序の展開を左右したのが、必ずしもイギリス外交だけではなかったことも指摘する必要があるだろう。本論文で論じられているフランスやベルギーの役割はもちろんのことであるが、それらに加えてアメリカやソ連も、ドイツの戦後処理についてそれぞれ深い関心と利害を持っていた。そして他ならぬドイツ自身の認識や行動が、この問題の行方に大きな影響を及ぼしたことは、言うまでもない。本論文はイギリス外交の分析に主眼が置かれており、それらの諸国政府の行動については、イギリス外交との関連で分析されているのにとどまっている。確かに、公開史料が従来とは比較できないほど大量に利用可能となった今日、一人の研究者で取り扱える研究対象に限界があることは明らかだが、本論文をよりいっそう立体的で興行きのある内容のものとするには、イギリス以外の関係諸国、とりわけドイツの外交政策についてより詳しい分析を行うよう望みたい。

さらに本論文では、ラインラント占領やドイツの軍備制限などの安全保障問題に比して、経済および金融問題への言及が限られていることも指摘せねばならない。賠償問題がヴェルサイユ条約をめぐる最も論争的なテーマの一つであり、この時期に開催されたいわゆるヤング委員会でドイ

ツ側の代表を務めたのが、ナチス時代にも活躍することになるヒヤルマル・シャハトであったことの一点から見ても、金融および経済問題の持つ政治・外交的意味は明らかである。賠償に関する分析により厚みがあれば、研究の価値は一層高まったであろう。

以上のような課題が見られるものの、この論文が第一次世界大戦後のイギリス外交の分析として、日本における研究水準を大きく引き上げる優れたものであり、このテーマに関して独創的で新しい学問的貢献をなしていることに疑問の余地はない。同時この論文は、現在の国際的な研究水準の中に位置づけても、十分に競争力のある高い水準に達していると評価できる。よって審査員一同は、本論文が博士(法学)の学位を授与するのに相応しいものと判断し、その旨を法学研究科委員会に報告するものである。

二〇一八年二月二七日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	田所 昌幸
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	細谷 雄一
副査	関東学院大学国際文化学部教授 博士(史学)	君塚 直隆

## 橋口豊君学位請求論文審査報告

### 一 問題の所在

橋口豊君が提出した学位請求論文『戦後イギリス外交と英米間の「特別な関係」——国際秩序の変容と揺れる自画像 一九五七〜一九七四年』(ミネルヴァ書房、二〇一六年、二五一頁+二五頁)は、マクミラン政権期の一九五七年からヒース政権期の一九七四年までのイギリス外交の再編の過程を、「帝国・コモンウェルスから統合ヨーロッパ」という外交基盤の変容、さらには英米間の「特別な関係」の再強化の試みという、二つの分析視角から考察した研究である。

戦後イギリス外交史研究は、帝国・コモンウェルスとの関係や、英米関係や、さらにはイギリスと統合ヨーロッパとの関係というように、自国の国力を低下させながらも冷戦という国際環境の中で影響力を行使し、維持しようとするそのようすがこれまで様々な視点から論じられてきた。これは、戦後初期の時期にウインストン・チャーチルが述